株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地株式 **ノザワ** 会社 **ノザワ** 代表取締役社長 野澤俊也

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等(議決権行使書用紙を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第164回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.nozawa-kobe.co.jp/ir/financialinfo.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2024年6月26日(水曜日)午後5時45分までに議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

1.日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

2.場 所 神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商丁会議所 3階 神商ホール

3. 目的事項報告事項

1. 第164期 (2023年4月1日から) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の 内容報告の件

2. 会計監査人及び監査役会の第164期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監查役 1 名選仟の件

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬

決定の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 2.電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主 様に対してお送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び 計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査を実施した対象書類の一部であります。
 - ・事業報告における会社の体制及び方針
 - 連結計算書類における連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類における株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いた ものを記載した書面を一律でお送りすることといたしました。

3.電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対 する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時45分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時45分到着分まで



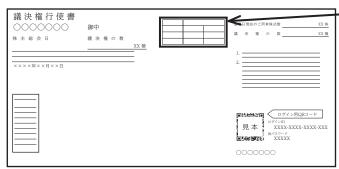
株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時 (受付開始午前9時15分)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第3号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」_{の欄にO印}
- 反対する場合
- ≫ [2
 - 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ [
 - 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「**賛**」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を
 - ご記入ください。
- ※書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※インターネット及び書面 (郵送) の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



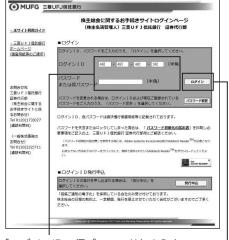
- ※議決権行使書用紙はイメージです。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

· 「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ※パソコンやスマートフォンなどによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が一段と進み、企業収益は増益傾向にある一方で、米国金融政策の動向や中国経済の景気減速懸念、ウクライナ侵攻・中東情勢の悪化等、景気下振れリスクが高まる状況で推移しました。建築材料業界におきましても、資材高騰による市況の悪化が徐々に増大しており、先行き不透明な事業環境が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、「安らぎと安心の創造」のコーポレートメッセージのもと、お客様のニーズの多様化や、デザイン志向の広がりに対応した商品の拡充を図りました。

新商品については、当期は新たに5つの商品を投入しました。2023年は、ヒマワリの花のようなリブ先端のデザインと、押出成形セメント板史上最も高い40mmというリブ高さが特徴の「ソレイユライン」を5月に発売、また、アルミパネルなどの大型仕上げ材を取り付けることができる「レールファスナーストロング」の高耐力留付仕様「Rクリップ+NVナット」を8月に追加しました。2024年には、熟練した外壁塗装職人しか表現できなかった独特なムラを工場塗装で対応可能にした工場複色塗装品「淡斑(あわむら)」を1月に、パネルの表層をたがねやのみで削った跡を再現した「ラインピール」と、太陽の動きに伴いリブの影が変化し、時間の経過で壁面全体が幻想的に遷り変わる「ドミノラインT」の2つのデザインパネルを2月に、それぞれ発売しました。

当連結会計年度は鉄骨造着工床面積が前年度を割り込む状況で推移しましたが、販売部門では、高付加価値商品の拡販に注力し、メンテナンスフリーと工期短縮も実現するカーテンウォール「アルカス」の販売が伸長したことや、価格改定が浸透したこと等から、「アスロック」の売上高は前期比増収となりました。住宅用商品についても、高遮音床材・軽量外壁材ともに堅調に推移し、前期比増収となりました。スレートボードについては、簡単な施工でコンクリート打ち放し風の内装仕上げを表現する「フレキシブルシート素地シリーズ」が、多数の問い合わせを頂くなど高い関心を集めており、前期に続き増販となったこと等から、スレートボード売上高は前期比増収となりました。生産部門では、インフレ圧力が日増しに強くなる経営環境下、NNPS (ノザワ・ニュー・プロダクション・システム)による改善活動を一層推進し、コストダウンを追求しました。

品質保証部門では、お客様からのご意見を収集し、顧客満足度向上を目指して製品品質・施工品質の維持向上に努めました。

管理部門では、社内提案制度を見直し奨励金を引上げ、また、前年に続き従業員への譲渡制限付株式の割当てを行うなど、福利厚生の充実、従業員の労働意欲増進及び企業価値向上を図りました。

また、コミットメントライン契約についても年間総額20億円で継続し、財務基盤の安定化を図りました。これらの結果、品種別売上高については、主力の押出成形セメント板「アスロック」は111億21百万円(前期比9.9%増加)、住宅用高遮音床材は18億66百万円(前期比0.8%増加)、住宅用軽量外壁材は46億89百万円(前期比27.4%増加)となり、押出成形セメント製品合計では176億77百万円(前期比12.9%増加)に、耐火被覆等は14億20百万円(前期比13.1%減少)、スレート関連は9億20百万円(前期比10.7%増加)となったこと等から、当連結会計年度の売上高は230億74百万円(前期比10.0%増加)となりました。

利益面については、増収の影響等により、営業利益は17億80百万円(前期比76.8%増加)、経常 利益は19億38百万円(前期比68.9%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は8億74百万円 (前期比79.8%増加)となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

- (1) 押出成形セメント製品部門(アスロック、住宅用高遮音床材、住宅用軽量外壁材) アスロックは、超高層向け押出成形セメント板「アルカス」や工場塗装品「ルミセラコート」 の販売が伸長、価格改定が浸透したことから111億21百万円(前期比9.9%増加)となりました。 住宅向けの押出成形セメント板は堅調に推移し、住宅用高遮音床材は売上高18億66百万円 (前期比0.8%増加)に、住宅用軽量外壁材については売上高46億89百万円(前期比27.4% 増加)となりました。その結果、当部門の売上高は176億77百万円(前期比12.9%増加)となりました。
- (2) スレート部門 内装用素地ボードが前期比増となったことから、当部門の売上高は9億20百万円(前期比10.7%増加)となりました。
- (3) その他の部門 耐火被覆等は、14億20百万円(前期比13.1%減少)となりました。その結果、当部門の売上高は44億76百万円(前期比0.3%減少)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場、播州工場の「アスロック」の製造設備の更新等を 実施し、総額10億38百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金の効率化・安定化を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン (特定融資枠)契約を締結いたしております。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、各企業の賃上げが進み国内経済に好循環をもたらすことが 期待される一方、世界情勢は依然として政治・経済両面に不安定な要素を有しており、不確実性 が高まる状況で推移することが懸念されます。建築材料業界におきましても、各企業の建設投資 に対する慎重姿勢が継続することも想定され、また、物流業界をはじめとした2024年問題の 影響等、予断を許さない状況で推移する見通しです。

このような状況のなか、当社は質・量ともにお客様にご満足いただける製品の安定供給を最重要 課題として取り組み、「やすらぎと安心の創造」を提供する企業を目指します。

翌期の受注環境は一層厳しいものになると想定されますが、販売部門では、お客様のニーズを 反映したデザインパネルや、環境対応パネルや素地ボードなど当社独自の高付加価値商品の積極的・ 戦略的な営業展開で競合製品との差別化を図り、収益拡大を図ってまいります。

生産部門では、国際情勢の混迷により資源高が加速度的に進行するなど逆風にさらされておりますが、製造現場全体の人材育成に継続して取り組み現場改善力を磨き、競争力強化を図ってまいります。

品質保証部門では、品質保証プロセスの自動化の推進等、検査工程の高度化に徹底的にこだわり、 お客様から信頼していただける商品の提供を使命として取り組んでまいります。

研究開発部門では、環境への配慮、安全性、お客様の求める性能に重点を置いた製品開発を進め、社会に貢献する製品創出を目指してまいります。

管理部門では、様々な外部要因により不確実性が増すなか、強固な財務基盤の維持に努め、 従業員エンゲージメント向上を目的とした制度改革を通じて、企業の成長と発展に貢献してまい ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

	X	分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売	1	L	高	千円	千円	千円	千円
טע	_	L.		22,394,324	20,546,522	20,975,618	23,074,880
4₽	24	エロ	> +	千円	千円	千円	千円
経	常	利	益	1,869,601	1,987,757	1,147,612	1,938,688
÷ ^-	. 4 1 44 ->-	/_III	+ -	千円	千円	千円	千円
親会 当 	会社株主 期 約		する 益	1,262,294	1,713,567	486,597	874,814
1 杉	*当たり	当期純	利益	110円70銭	150円28銭	42円68銭	76円32銭
445	22	×	**	千円	千円	千円	千円
総	Ē	ì	産	27,264,586	27,807,165	28,387,881	29,477,591
v.t.	2/	~	**	千円	千円	千円	千円
純	Ē	ì	産	17,114,520	18,348,803	18,481,078	19,809,816

- (注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況 該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
		百万円	%	
株式会社ノザワ商事	神戸市中央区	50	100	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業
野澤貿易(上海)有限公司	中国上海市	28	100	建築資材の販売と輸出入

- (注) 1. 出資比率は、間接保有割合を含んでおります。
 - 2. 野澤貿易(上海)有限公司は、2022年9月5日開催の取締役会において解散を決議しました。

7. 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

当社グループは、押出成形セメント製品(アスロック・住宅用高遮音床材・住宅用軽量外壁材)、スレート、不燃混和材、耐火被覆材(コーベックス)等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所(2024年3月31日現在)

(1) 当 社

株式会社ノザワ 本 社 神戸市中央区浪花町15番地

支 店 札幌(札幌市) 仙台(仙台市)

東京(東京都中央区)

名古屋(名古屋市) 関西(神戸市)

広島(広島市) 九州(福岡市)

工 場 埼玉 (埼玉県吉見町)

播州(兵庫県播磨町) 高砂(兵庫県高砂市)

フラノ(北海道富良野市)

技術研究所 埼玉県深谷市

(2) 子会社

株式会社ノザワ商事 本 社 神戸市中央区浪花町15番地

支 店 東京 (東京都中央区)

関西 (神戸市)

株式会社ノザワトレーディング 本 社 神戸市中央区浪花町15番地

野澤貿易(上海)有限公司 本 社 中国上海市

9. 従業員の状況(2024年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

() # > (>) (>) (>) (>)	C+7 D (770
従業員数	(前期末比増減)
347名	(11名減)

(注) なお、従業員の中には臨時従業員152名(前期140名)は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
325名	(12名減)	44.9歳	20.3年

- (注) 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。 なお、従業員の中には臨時従業員144名(前期132名)は含んでおりません。
- 10. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 30,000,000株

2. 発行済株式の総数 12,075,000株 (自己株式539,435株を含む)

3. 株主数 3,791名

4. 大株主 (上位10名)

株 主	名	持株数	持 株 比 率
株式会社三井住	友 銀 行	567千株	4.92%
ノ ザ ワ 取 引 先	持株会	519	4.50
神栄株式	会 社	486	4.21
日本生命保険相	互 会 社	436	3.78
損害保険ジャパン	朱式会社	398	3.45
C B C 株 式	会 社	301	2.61
日 工 株 式	会 社	284	2.46
あいおいニッセイ同和損害保	険株式会社	262	2.27
株 式 会 社 ト ク	フヤマ	262	2.27
ノ ザ ワ 従 業 員	持株会	238	2.06

- (注) 1. 持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は自己株式(539,435株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 - 3. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項1. 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

										10%(E)
	地		位			氏		名		担当及び重要な兼職の状況
代	表取	締	役社	長	野	澤	俊	也		
専	務	取	締	役	Ш	浦	竜	_		技術本部長
常	務	取	締	役	米			剛		販売本部長 兼海外事業部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事
常	務	取	締	役	æ	橋	将	男		品質保証本部長 兼リスク対策部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長
常	務	取	締	役	松	村	正	昭		技術本部副本部長 兼生産技術部長 兼NNPS推進室長 兼ISO推進室長
取		締		役	濱	本	康	_		技術本部副本部長 兼研究開発担当 兼技術研究所長 兼環境推進室長 兼製品保証部性能確認室長
取		締		役	藤	井	邦	彦		管理本部長 兼総務部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事管掌 兼㈱ノザワ商事取締役
取		締		役	小	鹿	彦	太		
取		締		役	扣		裕	樹		弁護士 ㈱チクマ社外監査役 テス・エンジニアリング㈱社外監査役
常	勤	監	査	役	金	井	_	34	*	㈱ノザワ商事監査役
監		査		役	扣	\Box	眞	明		税理士
監		査		役	小	Ш	佳	男	*	公認会計士 昭和瀝青工業㈱監査役 独立行政法人国立循環器病研究センター監事

- (注) 1. 取締役小鹿彦太氏、吉田裕樹氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役吉田眞明氏、小川佳男氏は、社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役金井一弘氏は、多年にわたり当社の経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 監査役吉田眞明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 監査役が出仕界氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 監査役小川佳男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、小鹿彦太氏、吉田裕樹氏及び吉田眞明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 5. ※の金井一弘氏、小川佳男氏の両氏は、2023年6月29日開催の第163回定時株主総会において新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、金井一弘氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
 - 6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役 常務取締役 坂本茂紀 2023年6月29日退任 取締役 佐々木三七司 2023年6月29日退任 常勤監査役 松永豊 2023年6月29日退任 社外監査役 檀上秀逸 2023年6月29日退任
 - 7. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2023年4月1日付

	<u> ۲۵+۲</u>	ו ני	١١٦		
B	1 2	5	名	変更前	変更後
米			剛	取締役 販売本部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事	取締役 販売本部長 兼海外事業部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事
	橋	将	男	取締役 品質保証本部副本部長 兼リスク対策部長 兼海外事業部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長	取締役 品質保証本部長 兼リスク対策部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長
松	村	正	昭	取締役 技術本部副本部長 兼生産技術担当 兼埼玉工場長 兼NNPS推進室長	取締役 技術本部副本部長 兼生産技術部長 兼NNPS推進室長 兼ISO推進室長
藤	井	邦	彦	取締役 管理本部長 兼安全衛生担当 兼リスク対策部法務室長 兼㈱ノザワ商事監査役	取締役 管理本部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事監査役

2023年6月29日付

B	2340		名	変更前	変更後
三	浦	竜	_	常務取締役 技術本部長	専務取締役 技術本部長
米			剛	取締役 販売本部長 兼海外事業部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事	常務取締役 販売本部長 兼海外事業部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事
	橋	将	男	取締役 品質保証本部長 兼リスク対策部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長	常務取締役 品質保証本部長 兼リスク対策部長 兼野澤貿易(上海)有限公司董事長
松	村	正	昭	取締役 技術本部副本部長 兼生産技術部長 兼NNPS推進室長 兼ISO推進室長	常務取締役 技術本部副本部長 兼生産技術部長 兼NNPS推進室長 兼ISO推進室長
藤	井	邦	彦	取締役 管理本部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事監査役	取締役 管理本部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事管掌 兼㈱ノザワ商事取締役

2023年9月1日付

氏 名	変更前	変更後		
藤井邦彦	取締役 管理本部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事管掌 兼㈱ノザワ商事取締役	取締役 管理本部長 兼総務部長 兼安全衛生担当 兼㈱ノザワ商事管掌 兼㈱ノザワ商事取締役		

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小鹿彦太氏、同吉田裕樹氏、監査役金井一弘氏、同吉田眞明氏及び同小川佳男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については、全額会社負担としております。

- (1) 保険契約の被保険者の範囲 当社及び当社子会社の取締役、監査役。
- (2) 保険契約の内容の概要 被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものです。
- (3) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置 法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補されないなど一定の免責事中があります。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役・監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、社会の発展に貢献する企業を目指すという企業理念のもと、取締役は、当社グループの持続的な成長に貢献する使命を担っており、果たすべき役割と経営目標の達成度合いに応じた報酬制度を基本方針として定めました。

取締役の報酬は、基本報酬のみとなっております。その算定方法は、各取締役の役位・職責等に基づく基礎報酬に加え、1株当たりの前期末配当額、前期の経常利益額並びに当該取締役が担当する部門の業績への貢献度に従って、個別配分による業績連動報酬を設定、基本報酬として算定し、月例の報酬としております。

業績連動報酬について、1株当たりの前期末配当額(35円)、前期の経常利益額(連結:

1,147,612千円、個別:1,143,489千円)並びに当該取締役が担当する部門の業績への貢献度を指標としているのは、業務執行の成果を測る上で、当該指標が適切であると判断し、選定しております。

社外取締役及び監査役は、公正かつ適正な経営を担う役割及び独立性の観点から基礎報酬のみとなっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

	報酬等の総額	報酬等の種類別		対象となる	
役員区分	(千四)	基本	報酬	役員の数	
	(117)	基礎報酬	業績連動報酬		
取 締 役	192,286	124,306	67,979	11名	
(うち社外取締役)	(8,000)	(8,000)	(-)	(2名)	
監 査 役	18,279	18,279		5名	
(うち社外監査役)	(8,227)	(8,227)	_	(3名)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第155回定時株主総会において、年額5億円以内(うち、社外取締役年額3,000万円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち、社外取締役2名)です。
 - 3. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第155回定時株主総会において、年額7,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役2名)です。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役吉田裕樹氏は、㈱チクマの社外監査役及びテス・エンジニアリング㈱の社外監査役であります。㈱チクマ及びテス・エンジニアリング㈱と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役小川佳男氏は、昭和瀝青工業㈱の監査役及び独立行政法人国立循環器病研究センターの監事であります。昭和瀝青工業㈱及び独立行政法人国立循環器病研究センターと当社 との間には特別な関係はありません。

- (2) 当事業年度における主な活動の状況
 - · 社外取締役

氏	名	, -	取締役会出席状況	活	動	状	況	٢	役	割
小鹿	彦	太	150中150	等経し言役重を営、、と要	経等当提し事	しており 関す締役 を行うした は立定	びい幅会と立びしている。	務知が当か務れている	会計、 記見用 か社経 が社経 で記述	会をな取営の
吉田	裕	樹	150中150	おる役なた及びた及び	、広に、場業活気のおり、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では	記載とり 記載とり いて有力 上の社会	てン見用外径監「。業ラを助締の等	イ有言役重	ノ当言をとして、	関取行立決す締うし定

・社外監査役

	氏	名		主	な	活	動	状	況	
也		眞 明	当事業年度 査役会には としての専門	17回中1	17回出	席し、	義案審認	義等につ	いて、主	
小	JII	佳 男	当事業年度 査役会には 計士として(11回中1	11回出	席し、	義案審調	義等につ	いて、主	

(注) 社外監査役の小川佳男氏は、2023年6月29日開催の第163回定時株主総会において新たに 監査役に選任されたため、取締役会、監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

V. 会計監査人の状況

1. 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の

当社及U当社ナム社が云言監査人に文払りへき並載でU他U財産工U 利益の合計額

30,000千円

30.000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

			(里位:十円)
科 目 目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(14,260,112)	流動負債	(5,222,747)
現 金 及 び 預 金	7,388,821	支払手形及び買掛金	3,674,299
受取手形、売掛金及び契約資産	5,167,938	リース債務	14,372
商品及び製品	677,138	未払法人税等	260,990
仕 掛 品	73,550	賞 与 引 当 金	244,000
原材料及び貯蔵品	256,946	製品補償引当金	6,000
未成工事支出金	16,384	関係会社清算損失引当金	5,500
- To	682,067	そ の 他	1,017,585
算 倒 引 当 金	△2,735	固定負債	(4,445,027)
	(15,217,478)	リース債務	10,958
	(10,581,474)	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
建物及び構築物	1,932,812	退職給付に係る負債 訴 訟 損 失 引 当 金	1,834,440
機械装置及び運搬具	1,639,322	訴訟損失引当金 資産除去債務	713,600 67,542
	6,473,480		6,304
土地		R M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	345,441
リース資産	6,681		9,667,775
建設仮勘定	110,449	(純 資 産 の 部)	9,007,773
その他	418,727	株主資本	(15,106,510)
(無形固定資産)	(131,603)	資 本 金	2,449,000
電話加入権	8,359	資本剰余金	1,536,201
ソフトウェア	103,872	利益剰余金	11,330,005
リース資産	15,143	自 己 株 式	△208,696
その他	4,228	その他の包括利益累計額	(4,703,305)
(投資その他の資産)	(4,504,400)	その他有価証券評価差額金	1,552,384
投資有価証券	3,635,108	土地再評価差額金	3,142,030
繰 延 税 金 資 産	16,994	為替換算調整勘定	10,862
その他	931,763	退職給付に係る調整累計額	△1,972
貸 倒 引 当 金	△79,466	純 資 産 合 計	19,809,816
資産合計	29,477,591	負債純資産合計	29,477,591

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。 その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科		金	額
売上	 高		23,074,880
売 上	原 価		16,500,542
売 上 総	利 益		6,574,338
販売費及び一	般管理費		4,793,919
営業	利 益		1,780,419
営 業 外	収益		
受 取	利 息	124	
受 取 受 取 そ の		97,530	
l .	他	123,874	221,528
営業外	費用		
支 払	利 息	3,368	
そ の	他	59,891	63,259
経常	利 益		1,938,688
特別	損 失		
固定資産		141,534	
訴訟	損 失	388,349	529,884
税 金 等 調 整 前			1,408,804
法人税、住民	税及び事業税	391,943	
法人税等		142,046	533,989
当期純			874,814
親会社株主に帰属	する当期純利益		874,814

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。 その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

TV -	^ 	17	(単位・十円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(42.206.050)	(負債の部)	(5 (7(000)
流動資産	(13,306,059)	流動負債	(5,676,009)
現金及び預金	7,213,092	支払手形	1,754,811
受 取 手 形	2,293,708	買掛金	1,839,152
売 掛 金 商 品 及 び 製 品	2,194,588	関係会社短期借入金	938,942
商 品 及 び 製 品 仕 掛 品	671,589 73,550	リ ー ス 債 務	14,372
原材料及び貯蔵品	256,946	未 払 金	200,522
未成工事支出金	160	未 払 費 用	339,705
前 払 費 用	154,220	未 払 法 人 税 等	246,315
大	434,624	賞 与 引 当 金	229,000
- R - R - R - R - R - R - R - R - R - R	14,578	設 備 関 係 支 払 手 形	67,778
質 倒 引 当 金	△1,000	製品補償引当金	6,000
	(15,177,447)	そ の 他	39,409
	(10,581,474)	固定負債	(4,481,804)
建物	1,806,617	リ ー ス 債 務	10,958
構築物	126,194	再評価に係る繰延税金負債	1,466,739
機 械 及 び 装 置	1,613,444	退職給付引当金	1,831,599
車 両 運 搬 具	25,877	受 入 保 証 金	352,597
工具、器具及び備品	418,727	訴訟損失引当金	713,600
土 地	6,473,480	資 産 除 去 債 務	67,542
リース 資産	6,681	そ の 他	38,767
建 設 仮 勘 定	110,449	負 債 合 計	10,157,814
(無形固定資産)	(131,235)	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	7,990	株 主 資 本	(13,657,953)
ソ フ ト _ ウ <u>ェ ア</u>	103,872	資 本 金	2,449,000
リース資産	15,143	資 本 剰 余 金	1,236,511
そ の 他	4,228	資 本 準 備 金	612,250
(投資その他の資産)	(4,464,738)	その他資本剰余金	624,261
投資有価証券 関係会社株式	3,552,599	利 益 剰 余 金	10,255,961
関係会社株式 出資金	40,000 20	その他利益剰余金	10,255,961
近 貝 並	388	固定資産圧縮積立金	225,256
破 産 更 生 債 権 等	28,550	繰 越 利 益 剰 余 金	10,030,704
長期前払費用	132,856	自 己 株 式	△283,519
差 入 保 証 金	610,346	評価・換算差額等	(4,667,739)
保険積立金	109,313	その他有価証券評価差額金	1,525,709
操延税金資産	24,213	土地再評価差額金	3,142,030
貸 倒 引 当 金	△33,550	純 資 産 合 計	18,325,693
資 産 合 計	28,483,507	負 債 純 資 産 合 計	28,483,507

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。 その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	科				金	額
売		上		高		19,565,200
売	上	原		価		13,330,906
売	上	総	利	益		6,234,293
販 売	費及び	一般	管 理	費		4,475,965
営	業	7	利	益		1,758,327
営	業	外	収	益		
受	取	-	利	息	91	
受	取	四四	当	金	95,338	
そ		\mathcal{O}		他	122,057	217,487
営	業	外	費	用		
支	払	-	利	息	15,908	
そ		\mathcal{O}		他	59,482	75,390
経	常	7	利	益		1,900,424
特	別	損		失		
古	定資	産	除 却	損	141,534	
訴	訟	1	損	失	388,349	529,884
税	引 前	当 期	純 利	益		1,370,540
法人	、税 、 住	民 税 及	どび事	業税	377,785	
法	人 税	等	調整	額	144,577	522,363
当	期	純	利	益		848,176

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。 その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 / ザワ 瀬締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 梅 原 隆

所

公認会計士 入 山 友 作

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

y -

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 / ザワ 瀬締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 指定有限責任社員 2 業務執行社員 指定有限責任社員 2

公認会計士 梅 原 隆

指述有限員位任員 公認会計士 入 山 友 作業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの2023年4月1日から2024年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に 関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明する ことが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並 びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他 における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2024年5月17日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役 金井 一弘 ⑩ 社外監査役 吉田 眞明 卿

社外監査役 小川 佳 男 印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき35円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき 金35円 総額 403.744.775円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営陣の強化を図るため、取締役2名の増員による選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ぶりがる 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数						
1	※ 笛 健 二 (1970年9月11日生) 新任	1994年 4 月 当社入社 2017年 3 月 当社エンジニアリング部長 2024年 5 月 当社生産技術部長(現任) 当社 I S O推進室長(現任)	2,000 株						
		・ 里由) こわたり生産部門を指揮し生産部門全体の豊富な経験を 民補者として選任をお願いするものであります。	そ有していること						
2	福 節 菊 光 (1971年8月3日生) 新任	1994年 4 月 当社入社 2017年 3 月 当社建設商品部長 2019年 4 月 当社関西支店長 2021年 1 月 当社建設商品部長(現任)	2,000 株						
	(取締役候補者とした理由) 福田菊光氏は、長年にわたり主力営業拠点並びに販売部門を指揮し販売部門全体の豊富な経験を有していることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。								

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 新たに増員により選任された取締役の任期は、当社定款の規定により2025年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって社外監査役吉田眞明氏が辞任いたしますので、その補欠として社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏		所有する当社 の 株 式 の 数	
簡 所 简 章 (1957年9月28日生) 新任 社外 独立	1980年 4 月 2008年 7 月 2010年 7 月 2011年 7 月 2014年 7 月 2016年 7 月 2018年 8 月 2023年 6 月 2023年 8 月	大阪国税局入局 大阪国税局総務部情報処理第一部門 情報処理管理官 粉河税務署長 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 国税庁長官官房大阪派遣主任国税庁監察官 門真税務署長 岡所伸一税理士事務所所長(現職) 当社補欠監査役(現任) 医療法人十美会 監事(現任)	1,000 株

(社外監査役候補者とした理由)

岡所伸一氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、国税 局での要職を歴任し、退官後も税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしてい ただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 岡所伸一氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 岡所伸一氏が、原案どおり監査役に選任された場合、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされております。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
 - 5. 岡所伸一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として指定する予定であります。
 - 6. 岡所伸一氏は、吉田眞明氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款規定により2027年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

(ご参考) スキルマトリックス

当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上、中期経営戦略「全社三大戦略プラスONE」を推進して行くために、総務・財務経理の管理本部、営業を統括する販売本部、生産及び研究開発を統括する技術本部、品質保証・法務・リスク対策を統括する品質保証本部、それぞれのスキル(知識・経験・能力)を踏まえたバランスのとれた役員構成としております。本総会において第2号議案及び第3号議案が承認された場合のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

	C897 (897 x 9 s												
地		位	氏			名	企業経営 経営戦略	生産技術	品質保証	研究開発	さ 業マーケティング	財務会計	法 務 リスク管理
代表耳	収締役社	長	野	澤	俊	也	0	0	0		0	0	
専 務	取締	役	Ξ	浦	竜	_	0	0	0	0			
常務	取締	役	米	Ш		剛	0				0		
常務	取締	役	邑	橋	将	男	0		0	0			0
常務	取締	役	松	村	正	昭		0	0				
取	締	役	濱	本	康	=	0		0	0			
取	締	役	藤	井	邦	彦	0				0	0	0
取	締	役	永	\Box	健	_		0	0				
取	締	役	福	\Box	菊	光	0				0		
社 外	取締	役	小	鹿	彦	太	0					0	
社 外	取締	役	吉	\Box	裕	樹							0
常勤	監査	役	金	井	_	34						0	
社 外	監査	役	小	JII	佳	男						0	
	監査		岡	所	伸	_						0	

上記一覧は、各候補者が有する全ての知識・能力を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案において、補欠社外監査役岡所伸一氏を社外監査役候補者といたしました。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、社外監査役の補欠としての候補者であります。

なお、当該補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期が満了する時までとなりますが、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとなります。また、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏		所有する当社 の 株 式 の 数	
	1985年10月	日新監査法人(現EY新日本有限責任監査法 人)入所	
		公認会計士登録	
## だ ゆたか	1997年 8 月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)社員	1,000 株
(1961年6月14日生)	2009年7月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責	7,000
		任監査法人)シニアパートナー	
	2022年7月	增田総合会計事務所開所 (現職)	
	2022年10月	税理士開業登録	

(補欠の社外監査役候補者とした理由)

増田豊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、 公認会計士として有する専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただきたいため、補欠 の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- -(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 増田豊氏は、補欠社外監査役候補者であります。
 - 3. 候補者が監査役に就任した場合、当社は候補者との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に就任することとなった場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとされております。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の当社第155回定時株主総会において、年額5億円以内(うち社外取締役分年額3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割当てるための報酬制度を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して新たに譲渡制限付株式に関する報酬等として割当てることにつき、ご承認をお願いするものです。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.49%程度(10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.9%程度)と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

また、当社は、2021年2月12日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりであります。本制度の導入目的は上記に記載のとおりであり、本制度は当該方針の主旨に沿うものであります。本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当該方針を一部変更することを予定しております。

なお、現在の当社の取締役は9名(うち社外取締役2名)であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は11名(うち社外取締役2名)となります。

記

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に

有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して割当てる譲渡制限付株式の総数60,000株を、 各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当て を受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。ただし、当該退任した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件とし

て、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

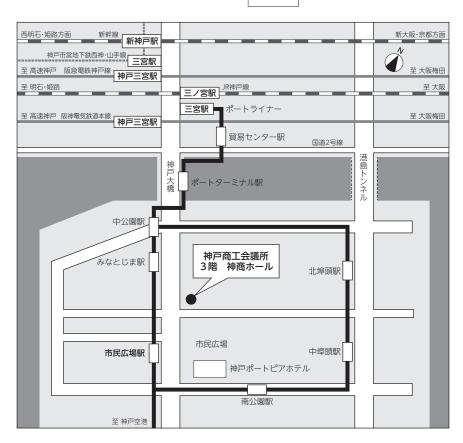
株主総会会場ご案内図

会 場

神戸市中央区港島中町6丁目1番地神戸商工会議所 3階 神商ホール電話 (078) 303-5801

交 通

「JR三ノ宮駅」、「阪急神戸三宮駅」 「阪神神戸三宮駅」から乗り換え。 ポートライナーで10分。 「市民広場駅」下車。北へ徒歩約5分



・開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、当社ウェブサイト(https://www.nozawa-kobe.co.jp)でお知らせしますので、必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会用の駐車場は確保しておりませんので、悪しからずご了承下さいますようお願い申し上げます。







見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。